

「量子メス棟施設整備事業」

一般競争入札 総合評価落札方式

事業計画書

令和4年3月

国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構

目次

I. 事業概要	1
1. 事業目的	1
2. 事業の内容	1
3. 計画地概要	2
4. 適用法令等	3
5. 適用基準等	3
6. 本事業に関する要求水準	4
II. 設計業務	7
1. 一般事項	7
2. 設計業務委託特記仕様書	8
III. 建設工事	20
1. 一般事項	20
2. 工事に伴う条件	21
3. 工事監理	21
4. 現場説明書	22
5. 工事区分表	29
関係資料	
リスク分担表(案)	30
添付資料:基本設計業務成果品	

I. 事業概要

1. 事業目的

重粒子線がん治療は治療後も高いQOL（生活の質）を維持できることから、保険適用されるなど、社会的ニーズが一段と高まっている。量子メス実証機の開発・導入は次世代がん治療技術の開発・普及へ大きく寄与することから、世界に先駆けて次世代重粒子線がん治療装置「量子メス」を開発するための施設等を千葉地区に整備する。

2. 事業の内容

（1）量子メス棟施設整備事業

①事前調査業務

必要に応じ、敷地測量・地質調査・電波障害事前調査等や電気・電話・TV・インターネット・ガス・上下水道等のインフラに係る協議及び近隣住民への説明、対応
その他、これらに関連する業務

②設計・工事監理・各種申請業務

- ・Ⅱ．設計業務に関する業務
- ・設計図書及び請負契約との照合・確認、報告、検討対応等の工事監理業務
- ・本事業に係る確認申請等の各種申請（申請手数料含む）に関する業務

③建設工事

本事業に係る建設工事一式（本事業に係るインフラ整備及び外構工事含む）

（2）事業履行期限

①事前調査業務等及び実施設計業務

令和 5年 3月31日（金）

②建設工事（インフラ盛替え、患者移送通路解体復旧含む）

令和 7年 3月31日（月）

（3）事業費

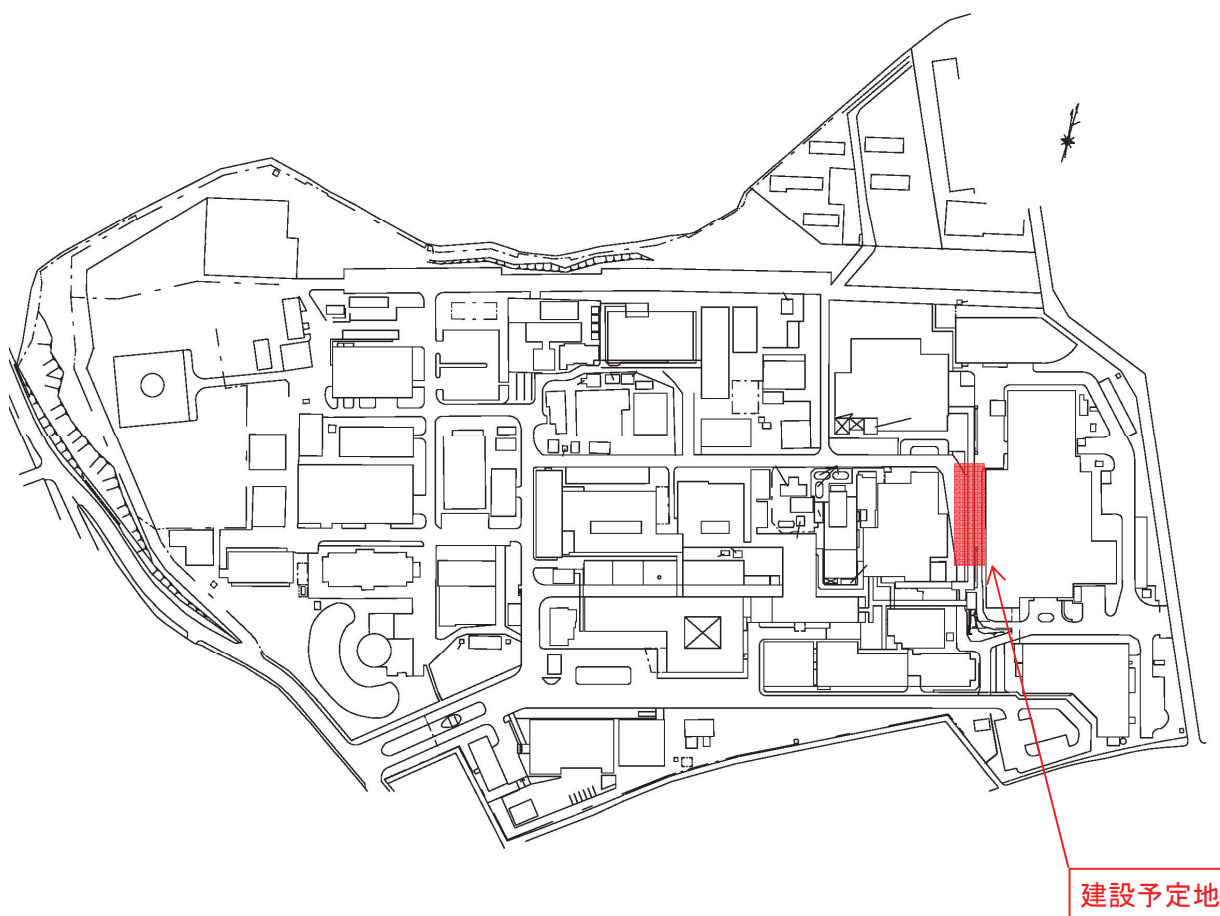
本事業に係る事業費は16.1億円程度（消費税等相当額含む）を目安とする。

3. 計画地概要

事業者は、本事業の実施にあたり、以下の基本事項を踏まえること。

- 事業計画地 千葉県千葉市稲毛区穴川4丁目9-1
量子生命・医学部門量子医科学研究所構内
- 敷地面積 127,249.93㎡
- 用途地域等 第二種住居地域、第一種高度地区、法第二二条適用区域
- 建ぺい率 60%
- 容積率 200%
- 日影規制 日影規制（二）4時間・2.5時間

計画地の現況



- 既設インフラ（基本設計業務成果品参照（添付資料））
 - ・ 共同溝
 - ・ 電気
 - ・ 都市ガス
 - ・ 上水
 - ・ 井水
 - ・ 雨水排水
 - ・ 汚水排水
 - ・ 実験排水
 - ・ 情報通信回線
 - ・ 電話通信回線
 - ・ 監視回線
 - ・ 制御回線
- 地盤状況、地盤調査案（基本設計業務成果品参照（添付資料））

4. 適用法令等

事業者は、施設整備業務の実施にあたり、以下の法令を踏まえること。

- ・ 建築基準法
- ・ 都市計画法
- ・ 消防法
- ・ 放射性同位元素等の規制に関する法律
- ・ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律
- ・ 高齢者・身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律
- ・ 電波法
- ・ 電気事業法
- ・ 電気通信事業法
- ・ ガス事業法
- ・ 下水道法
- ・ 水道法
- ・ 駐車場法
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 水質汚濁防止法
- ・ 大気汚染防止法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 航空法
- ・ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年6月18日法律第97号）
- ・ 研究開発等に係る第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置を定める省令（平成16年1月29日文部科学省・環境省令第1号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和二十六年六月七日法律第二百四号）
- ・ 千葉県福祉のまちづくり条例
- ・ 千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- ・ 千葉市環境保全条例
- ・ 土壤汚染対策法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ その他関係法令等

なお、これらにはすべての関連施行令・規則等についても含むものとする。また、本事業を行うにあたり必要とされるその他の関連条例及び関係法令についても遵守すること。

5. 適用基準等

事業者は、施設整備業務の実施にあたり以下の基準等（特記なき限り最新版）によるものとする。

- (1) 設計関連
 - ・ 官庁施設の総合耐震・耐津波計画基準（国土交通省制定）
 - ・ 建築構造設計基準（国土交通省制定）
 - ・ 建築構造設計基準の資料（国土交通省制定）
 - ・ 建築構造設計指針（文部科学省制定）
 - ・ 構内舗装・排水設計基準（国土交通省制定）
 - ・ 構内舗装・排水設計基準の資料（国土交通省制定）
 - ・ 建築工事標準詳細図（国土交通省制定）
 - ・ 建築設備計画基準（国土交通省制定）
 - ・ 建築設備設計基準（国土交通省制定）
 - ・ 公共建築設計業務委託共通仕様書（統一基準）
 - ・ 建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省制定）
 - ・ 敷地調査共通仕様書（国土交通省制定）
 - ・ 文部科学省地盤調査標準仕様書（文部科学省制定）

- (2) 標準仕様書関連
 - 公共建築工事標準仕様書（統一基準）
 - ・建築工事編
 - ・電気設備工事編
 - ・機械設備工事編
 - 文部科学省建築工事標準仕様書（文部科学省制定）
 - ・建築工事編
 - ・電気設備工事編
 - ・機械設備工事編
 - 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）
 - ・建築工事編
 - ・電気設備工事編
 - ・機械設備工事編
 - 文部科学省建築改修工事標準仕様書（文部科学省制定）
 - ・建築工事編
 - 公共建築設備工事標準図（統一基準）
 - ・電気設備工事編
 - ・機械設備工事編
 - 文部科学省工事標準図（文部科学省制定）
 - ・文部科学省電気設備工事標準図
 - ・文部科学省機械設備工事標準図
 - 文部科学省土木工事標準仕様書（文部科学省制定）
 - 土木工事共通仕様書（地方整備局制定）
- (3) 工事費積算関連
 - ・公共建築工事積算基準（統一基準）
 - ・公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）
 - ・文部科学省建築工事標準単価積算基準（文部科学省制定）
 - ・公共建築数量積算基準（統一基準）
 - ・公共建築設備数量積算基準（統一基準）
 - ・公共建築工事共通費積算基準（統一基準）
 - ・公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編、設備工事編）（統一基準）
 - ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編、設備工事編）（統一基準）
 - ・公共建築工事積算基準等関連資料（国土交通省制定）
 - ・文教施設工事積算要領（土木工事）（文部科学省制定）
 - ・施工パッケージ型積算基準（国土交通省制定）
- (4) 施工関連
 - ・公共建築工事標準書式（統一基準）
 - ・建築工事における建設副産物管理マニュアル（国土交通省制定）
 - ・営繕工事写真撮影要領（国土交通省制定）
 - ・建築工事安全施工技術指針（国土交通省制定）
 - ・文部科学省土木工事施工管理要領（文部科学省制定）
 - ・土木工事施工管理基準（地方整備局）

6. 本事業に関する要求水準

■基本コンセプト

- 1) 本施設を用いて行う研究
 - ・量子メスの技術実証研究
重粒子線治療を国内外に普及させるために、次世代重粒子線治療装置「量子メス」の技術実証研究をおこなう。
 - ・重粒子線がん治療の標準治療化に向けた臨床研究
治療室（EFGの3室）に重粒子線を供給することにより、重粒子線がん治療の標準治療化に向けた臨床研究をおこなう。
 - ・重粒子線治療の高度化に向けた研究
マルチイオン治療、免疫併用療法など重粒子線がん治療の高度化に向けた研究、非がん病変を含めた適用拡大に向けた研究をおこなう。
- 2) 新しい研究展開に対応する柔軟性
 - ・将来の研究発展に対応可能で絶えず最先端の研究環境を提供する必要があるため、研究活動に支障なく改修等が行えるような空間計画、建築計画、構造計画、設備計画とすること。

3) 環境に配慮したサステナブル建築

- ・建築のライフサイクルを通じて省エネルギー・省資源・リサイクル・有害物質排出抑制を図り、周辺環境と調和しつつ、将来にわたって研究環境を適度に維持あるいは向上させていくことができるようにサステナビリティを考慮した建築とすること。

(2) 建築一般

■基本設計業務成果品参照（添付資料）

1) 諸室の要求水準

- ・諸室の面積、高さ等は平面プランと原則同等程度とすること
- ・仕上げ材等については特殊条件等による各室に求められる性能を満足させるとともにメンテナンス等に配慮した選定を行うこと
- ・色彩計画については最先端の研究環境を提供するにふさわしい計画とし、事前に量研の確認を受けること

2) 建屋外観

- ・建屋形状及び仕上げ材等は長期利用の観点から、隅角部を少なくするなどメンテナンス等に配慮した計画とすること
- ・色彩計画については最先端の研究環境を提供するにふさわしい計画とし、事前に量研の確認を受けること

3) サイン

- ・既設計画を考慮のうえ必要なサインを適切に配置し、建築意匠と調和を測ること。
- ・外部案内板、施設名称サイン、総合案内板、各階案内板、各室名板、その他法令上必要なものは必須で整備すること

(3) 構造

■基本設計業務成果品参照（添付資料）

(4) 設備

■基本設計業務成果品参照（添付資料）

II. 設計業務

1. 一般事項

(1) 業務一般

- 1) 設計の各段階で、当機構職員等で構成される関係者と打合せを行い、業務の目的を達成する。
- 2) 基本設計を尊重し、設計趣旨及び外観、内観等の基本的デザインについてはヒアリング等により十分打合せを行い、既設建屋等と調和のとれたデザインとすること。
- 3) 受注者は監督職員等の指示に従い業務に必要な調査を行い、関係法令に基づいて業務を実施する。
- 4) 各設計開始、工事開始、施設運用開始までに必要な関連手続き（各種申請業務等）を行うこと。

(2) 手続書類の提出

事業者は契約締結後速やかに次の書類を提出して監督職員の承諾を受けること。

- 1) 設計業務工程表
- 2) 管理技術者届（設計経歴書含む）
- 3) 設計業務実施体制表（連絡体制含む）
- 4) 協力業者承諾書（協力業者がある場合のみ、その担当業務の内容及び技術者名を記載）

(3) 成果物（設計図書）の提出

- 1) 成果物は設計業務委託特記仕様書による。
なお、設計図は、適宜追加してもよい。また、成果物の著作権は量研が保有する。
- 2) 設計図には、表題欄に設計業務名、受注者名表示・押印、工事名称、図面名称、縮尺、及び図面番号等の欄を設けること。

2. 設計業務委託特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 量子メス棟施設整備事業
2. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 量子メス棟
 - (2) 敷地の場所 千葉県千葉市稲毛区穴川四丁目9番1号
 - (3) 施設用途 研究所
3. 履行期限 契約日から令和7年3月31日(月)まで
4. 設計と条件
 - (1) 敷地の条件
 - a. 敷地の面積 127,249.93 m²
 - b. 用途地域及び地区の指定 第二種住居地域・第一種高度地区・法第二二条適用区域
 - (2) 施設の条件
 - a. 施設の延べ床面積 入札参加者の提案とする。(想定「約2,070 m²」)
 - b. 主要構造及び階数 入札参加者の提案とする。
(想定「S造(一部RC造)／地上1階・地下2階・塔屋1階」)
 - (3) 工事の条件
工 期 令和5年4月から令和7年3月(想定)
 - (4) 設計と条件
詳細な設計条件 II. 設計業務のほか基本設計業務成果品による

II 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(統一基準)(最新版)」による。

1. 特記仕様書の適用
 - (1) 特記仕様書に記載された特記事項の中で・印の付いたものについては、◎印の付いたものを適用する。
 - (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
 - (3) 印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。
2. 設計業務委託特記仕様書における読替等
 - (1) 公共建築設計業務委託共通仕様書中「調査職員」とあるのは、「監督職員」に読み替えるものとする。
3. 管理技術者の資格要件
管理技術者の資格要件は説明書による。
 - ◎ 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士
 - ・ 建築士法(昭和25年法律第202号)による建築設備士
4. プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行
受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。
5. 確認申請における設計者
確認申請における設計者は次による。
 - ◎ 受注者
 - ・ 発注者
 - ・
6. 業務範囲
 - (1) 一般業務
委託した業務内容のうち、対象外業務等欄に記載された業務は、発注者が行うものとする。

④基本設計

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 設計条件等の整理	(i) 条件整理	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 確認申請に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		・	
(4) 基本設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 基本設計方針の策定及び説明	・	
(5) 基本設計図書の作成		・	
(6) 概算工事費の検討		・	
(7) 基本設計内容の説明等		・	

⑤実施設計（建築）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
総合（意匠）			
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 確認申請図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の説明等		○	
構造			
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	

(3) 実施設計方針の策定	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 確認申請図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の説明等		○	

③実施設計（設備）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	○	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	○	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	○	
	(ii) 確認申請に係る関係機関との打合せ	○	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	○	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	○	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	○	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	○	
	(ii) 確認申請図書の作成	○	
(5) 概算工事費の検討		○	
(6) 実施設計内容の説明等		○	

④実施設計（土木）

業 務 内 容		委託	対象外業務等
(1) 要求等の確認	(i) 要求等の確認	・	
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	・	
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	(i) 法令上の諸条件の調査	・	
	(ii) 確認申請に係る関係機関との打合せ	・	
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	・	
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	・	
	(iii) 実施設計方針の策定及び説明	・	
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	・	
	(ii) 確認申請図書の作成	・	
(5) 概算工事費の検討		・	
(6) 実施設計内容の説明等		・	

⑤設計意図の伝達

業 務 内 容	委託	対象外業務等
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	○	
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	○	
※遅滞ない設計意図伝達の実施について 設計者が設計意図を遅滞なく伝達することが、工事の生産性向上に資することを十分認識した上で、常に工事の工程を確認し業務を実施すること。工事の工程に合わせて検討、報告等の期限が設定された場合は、これを遵守すること。 ※ワンデーレスポンス ワンデーレスポンスとは、工事の受注者等からの質問、協議に対して発注者が、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が可能かについても工事の受注者等と協議を行い、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含んでいる。 本業務受注者は、工事の受注者等からの質問、協議のうち、本業務に関する事項について、発注者が「その日のうち」に何らかの対応が可能な体制を整備するなど、必要な協力をしなければならない。なお、質問、協議の内容により、ワンデーレスポンスの実施において即日の対応が困難な場合は監督職員と協議の上、期限を確認するとともに、これを遵守すること。		

(2) 追加業務

○積算業務

- 積算数量算出書の作成（数量調書の作成を含む。）
- 単価作成資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
- 見積徴収及び見積検討資料の作成（単価の決定及び単価調書の作成を含む。）
- 工事費内訳書の作成（直接工事費、共通費、積上げによる共通費の算出を含む。）

○測量

業務に必要と判断した場合は、平面測量及び高低測量等を行い、設計に反映させるものとする。

○地盤調査

基本設計業務成果品を参考に地盤調査及び土質試験を行い、設計に反映させるものとする。

○透視図作成

〔種類（鳥観図、外観図（2方向）及び内観図（3面）） 判の大きさ（A1） 、枚数（各1枚） 、額の有無（無） 及び材料（3DCGモデルの監督職員が指示した方向からCGパースとしてレンダリング出力を行う。） 〕

・透視図の写真撮影

〔カット枚数（ ） 、判の大きさ（ ） 及び白黒・カラーの別（ ） 〕

・模型製作

〔縮尺（ ） 、主要材料（ ） 、ケースの有無（ ） 及び材質（ ） 〕

・模型の写真撮影

〔カット枚数（ ） 、判の大きさ（ ） 及び白黒・カラーの別（ ） 〕

○確認申請手続き業務（手数料を含む。）

○市区町村指導要綱等による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の提出、日影図の作成）

○建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）

・防災計画評定又は防災性能評価に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）

・構造計算適合性判定に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）

・構造評定又は構造性能評価に関する資料の作成及び手続き業務（手数料を含む。）

○コスト縮減検討報告書の作成

設計にあたって、コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項及び縮減効果等をコスト縮減検討報告書として取りまとめを行う。

・ライフサイクルコスト（LCC）の算定

各段階（基本設計、実施設計）に応じた算定方法（略算法、精算法）により、LCCの検討を行う。

○グリーン購入計画書の作成

設計にあたって、環境負荷を低減できる材料等について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をグリーン購入計画書として取りまとめを行う。

○リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

○環境保全性能評価の実施

設計成果について、下記により評価を実施し、その結果を提出する。

- ① 総合的な環境保全性能の評価
(建築物総合環境性能評価システム (CASBEE))
 - ② 生涯二酸化炭素排出量 (LCCO₂) の評価
(建築物総合環境性能評価システム (CASBEE))
 - ③ 建築物のエネルギー消費性能の評価
(一次エネルギー消費量の基準 (BEI))
- 工事工程表の作成
 - 住民説明用資料の作成及び支援

7. 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 業務は、提示された設計と条件、適用基準類によって行う。
- ② 業務の着手にあたり、目標となる工事費は監督職員と協議するものとする。

(2) 環境保全性能

施設の機能・品質確保を前提の上、コスト削減、効率的な維持保全、効率的な環境負荷低減に有効な手法を検討すること。

(3) 環境配慮型プロポーザル方式において実施すべきと判断した技術提案

- ・ 技術提案書で提案された環境配慮設計については、コストおよび効果について、具体的な検討を行い報告する。
- ・ 技術提案書で提案された環境配慮設計については、実現に向けて問題がある場合は、改善策の提案を行い、監督職員の承諾を得て業務を遂行する。

(4) 協議及び記録

協議は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

- ① 監督職員又は管理技術者が必要と認めたとき
- ② その他 (関係機関との打合わせ時)

(5) 適用基準等

関係法令のほか、次の基準等による。(基本設計成果品の特記なき限り最新版を適用)

① 共通

- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (統一基準)
- 官庁施設の環境保全性基準 (統一基準)

② 建築

- 公共建築工事標準仕様書 (統一基準) (建築工事編)
- 文部科学省建築工事標準仕様書 (特記基準)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (統一基準) (建築工事編)
- 文部科学省建築改修工事標準仕様書 (特記基準)
- 建築構造設計指針
- 公共建築木造工事標準仕様書 (統一基準)
- ・ 建築工事特記仕様書書式・同記載要領

③ 建築積算

- 公共建築工事積算基準 (統一基準)
- 公共建築工事共通費積算基準 (統一基準)
- 公共建築工事標準単価積算基準 (統一基準)
- 公共建築数量積算基準 (統一基準)
- 公共建築工事内訳書標準書式 (統一基準) (建築工事編)
- 公共建築工事見積標準書式 (統一基準) (建築工事編)
- 公共建築工事積算基準等資料

④ 設備

- 公共建築工事標準仕様書 (統一基準) (電気設備工事編)
- 文部科学省電気設備工事標準仕様書 (特記基準)
- 公共建築改修工事標準仕様書 (統一基準) (電気設備工事編)
- 公共建築設備工事標準図 (統一基準) (電気設備工事編)
- 文部科学省電気設備工事標準図 (特記基準)
- ・ 電気設備工事特記仕様書書式・同記載要領

- 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）
- 公共建築工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- 文部科学省機械設備工事標準仕様書（特記基準）
- 公共建築改修工事標準仕様書（統一基準）（機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（統一基準）（機械設備工事編）
- 文部科学省機械設備工事標準図（特記基準）
- ・ 機械設備工事特記仕様書書式・同記載要領

⑤ 設備積算

- 公共建築工事積算基準（統一基準）
- 公共建築工事共通費積算基準（統一基準）
- 公共建築工事標準単価積算基準（統一基準）
- 公共建築数量積算基準（統一基準）
- 公共建築工事内訳書標準書式（統一基準）（建築工事編）
- 公共建築工事見積標準書式（統一基準）（建築工事編）
- 文部科学省建築工事標準単価積算基準（特記基準）
- 公共建築工事積算基準等資料
- ・

⑥ 土木

- ・ 文部科学省土木工事標準仕様書
- ・

⑦ 土木積算

- ・ 文教施設工事積算要領（土木工事）※
- ・

⑧ 測量・地質調査

- 敷地調査共通仕様書
- ・

(6) 参考資料

業務の実施に当たり、参考とする資料は次のものとする。

- （量子メス棟基本設計業務成果品）※
- ・ 建築物のライフサイクルコスト（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）

(7) 適用基準等及び参考資料の貸与

適用基準等及び参考資料のうち※印を付したものは、1部貸与することができる。

(8) 業務計画書

共通仕様書に定める業務計画書の内容は次のとおりとする。なお、プロポーザルに付した場合には、業務計画書の提出を省略できる。

- ① 実施方針
- ② 業務工程
- ③ 業務実施体制
- ④ 管理技術者の経歴等
- ⑤ 主任技術者の経歴等
- ⑥ 協力者の名称、分担業務分野等
- ⑦ その他現場調査計画等

8. 成果物及び提出部数等

(1) 基本設計

成 果 物	原図	陽 画 焼 又は複写	製本形態	摘 要
一般業務 a. 総合 ○基本計画説明書 ○基本設計図 仕様概要書 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図 矩計図（主要部詳細） 日影図 ○工事費概算書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(____) 部 (____) 部 (____) 部		A 3 判 ファイル綴じ
b. 構造 ○構造計画説明書 ○構造設計概要書 ○工事費概算書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(____) 部 (____) 部 (____) 部		A 4 判 ファイル綴じ
c. 設備（電気設備） ○電気設備計画説明書 ○電気設備設計概要書 ○工事費概算書 ○各種技術資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(____) 部 (____) 部 (____) 部 (____) 部		A 4 判 ファイル綴じ
d. 設備（給排水衛生設備） ○給排水衛生設備計画説明書 ○給排水衛生設備設計概要書 ○工事費概算書 ○各種技術資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(____) 部 (____) 部 (____) 部 (____) 部		A 4 判 ファイル綴じ
e. 設備（空調換気設備） ○空調換気設備計画説明書 ○空調換気設備設計概要書 ○工事費概算書 ○各種技術資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(____) 部 (____) 部 (____) 部 (____) 部		A 4 判 ファイル綴じ
f. 設備（昇降機等） ○昇降機等計画説明書 ○昇降機等設計概要書 ○工事費概算書 ○各種技術資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(____) 部 (____) 部 (____) 部 (____) 部		A 4 判 ファイル綴じ
g. 土木 ・土木計画説明書 ・土木設計概要書 ・工事費概算書 ・各種技術資料	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(____) 部 (____) 部 (____) 部 (____) 部		A__判

h. 追加業務 ○透視図 ・透視図の写真 ・模型※ ・模型の写真 ○コスト縮減検討報告書 ・ライフサイクルコスト算定資料 ○工事工程表 ・()	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	() 部 () 部 () 部 () 部 (1) 部 () 部 (1) 部		ファイル綴じ
i. その他 ○各記録書 ・()	各 1 部	(1) 部		ファイル綴じ
j. 電子データ ○ a ～ i までの電子データ (※印を除く)	(1)部			

(注)：「総合」とは、建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計をとりまとめる設計を、「構造」とは、建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計を言う。
 ：「構造」及び「設備」の成果物は、「総合」の成果物の中にも含めることもできる。
 ：「昇降機等」には、機械式駐車場を含む。
 ：「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。
 ：「設計概要書」には、仕様概要及び計画図に関する記載を含む。
 ：基本設計図は、適宜、追加してもよい。
 ：成果物は、監督職員の指示により製本し、原図はケース収納とする。

(2) 実施設計

成 果 物	原図	陽 画 焼 又は複写	製本形態	摘 要
a. 総合（意匠） ○建築物概要書 ○総合（意匠）設計図 特記仕様書 仕上表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面） 矩計図 展開図 天井伏図（各階） 平面詳細図 断面詳細図 部分詳細図 建具表 外構図 (仮設計画図) () ○各種計算書 ○工事費概算書 ○確認申請図書	各 1 部 各 1 部	(1) 部 (1) 部	折りバラ	A 3 判 A 1 判 複写は縮小A3判
b. 構造 ○構造設計図 特記仕様書 伏図（各階） 軸組図 部材断面図 標準詳細図 部分詳細図	各 1 部	(1) 部	折りバラ	A 1 判 複写は縮小A3判

(-----))				
○構造計算書 ○工事費概算書 ○確認申請図書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(__1__)部 (__1__)部 (__1__)部		ファイル綴じ
c．設備（電気設備） ○電気設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 電灯設備図 動力設備図 電熱設備図 雷保護設備図 受変電設備図 電力貯蔵設備図 発電設備図 構内情報通信網設備図 構内交換設備図 情報表示設備図 映像・音響設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 テレビ共同受信設備図 監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 防犯・入退室管理設備図 火災報知設備図 中央監視制御設備図 構内配電線路図 構内通信線路図 テレビ電波障害防除設備図 (-----))	各 1 部	(__1__)部	折りバラ	A 1判 複写は縮小A3判
(-----))				
○各種計算書 ○工事費概算書 ○確認申請図書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(__1__)部 (__1__)部 (__1__)部		ファイル綴じ
d．設備（給排水衛生設備） ○給排水衛生設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 雨水・排水再利用設備図 給湯設備図 消火設備図 ガス設備図 浄化槽設備図 さく井設備図 屋外設備図 (-----))	各 1 部	(__1__)部	折りバラ	A 1判 複写は縮小A3判
(-----))				
○各種計算書 ○工事費概算書 ○確認申請図書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(__1__)部 (__1__)部 (__1__)部		ファイル綴じ
e．設備（空調換気設備） ○空気調和設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 機器表 暖房設備図 空気調和設備図	各 1 部	(__1__)部	折りバラ	A 1判 複写は縮小A3判

換気設備図 自動制御設備図 排煙設備図 屋外設備図 () () ○各種計算書 ○工事費概算書 ○確認申請図書	各 1 部 各 1 部 各 1 部	(1) 部 (1) 部 (1) 部		ファイル綴じ
f. 設備（昇降機等設備） ○昇降機設備設計図 特記仕様書 敷地案内図 配置図 自動制御設備図 昇降機設備図 特殊搬送設備図 () () ○各種計算書 ○工事費概算書 ○確認申請図書	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(1) 部 (1) 部 (1) 部 (1) 部	折りバラ 	A 1 判 複写は縮小A3判 ファイル綴じ
g. 土木 ・土木設計図 [共通] ・特記仕様書 ・敷地案内図 ・配置図 ・ () [仮設工] ・平面図 ・構造詳細図 ・ () [敷地造成及び土工] ・開発地域現況図 ・土地利用計画図 ・排水系統図 ・地質平面図 ・地質断面図 ・造成計画図 ・造成計画断面図 ・防災施設図 ・法面保護図 ・地盤改良図 ・ () [道路土工] ・平面図 ・縦断面図 ・横断面図 ・標準横断面図 ・舗装詳細図 ・道路附属施設詳細図 ・ () [広場・歩道舗装] ・平面図 ・縦断面図 ・横断面図 ・標準横断面図 ・舗装詳細図 ・広場・歩道附属施設詳細図 ・ () [排水工] ・平面図 ・縦断面図 ・構造詳細図 ・ ()	各 1 部	() 部	折りバラ	A 1 判 複写は縮小A3判

[共同溝] ・平面図 ・縦断面図 ・構造詳細図 ・ () [法面保護] ・平面図 ・展開図 ・構造詳細図 ・ () [運動場] ・平面図 ・排水計画図 ・構造詳細図 ・ () [環境緑化] ・平面図 ・構造詳細図 ・ () [取りこわし及び舗装補修] ・平面図 ・構造詳細図 ・ (撤去図) [その他] ・各種計算書 ・工事費概算書 ・確認申請図書 ・ () ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部	() 部 () 部 () 部		ファイル綴じ
h. 建築積算 ○建築工事積算数量算出書 ○建築工事積算数量調書 ○単価作成資料 ○見積検討資料（見積書含む） ○建築工事工事費内訳書 ・ () ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(1) 部 (1) 部 (1) 部 (1) 部 (1) 部		ファイル綴じ
i. 電気設備積算 ○電気設備工事積算数量算出書 ○電気設備工事積算数量調書 ○単価作成資料 ○見積検討資料（見積書含む） ○電気設備工事費内訳書 ・ () ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(1) 部 (1) 部 (1) 部 (1) 部 (1) 部		ファイル綴じ
j. 機械設備積算 ○機械設備工事積算数量算出書 ○機械設備工事積算数量調書 ○単価作成資料 ○見積検討資料（見積書含む） ○機械設備工事費内訳書 ・ () ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	(1) 部 (1) 部 (1) 部 (1) 部 (1) 部		ファイル綴じ
k. 土木積算 ・土木工事積算数量算出書 ・土木工事積算数量調書 ・単価作成資料 ・見積検討資料（見積書含む） ・土木工事工事費内訳書 ・ () ・ ()	各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部 各 1 部	() 部 () 部 () 部 () 部 () 部		ファイル綴じ

別紙1 電子媒体の提出について

電子媒体の提出は以下の通りとする。

- 1) CD-Rのラベルに直接署名又は捺印を行う。
- 2) 受注者は、電子媒体の内容の原本性を証明するために、下に定める様式（電子媒体納品書）に署名又は捺印の上、電子媒体と共に提出する。



CD-R のラベル記載例

電子媒体納品書																																																					
監督職員 殿 受注者 (住所) (氏名) (管理技術者 氏名) 印 下記のとおり電子媒体を納品します。 記 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">工事名</th> <th colspan="3"></th> <th style="width: 20%;">工事番号</th> <th></th> </tr> <tr> <th>電子媒体の種類</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>納品年月</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> 備考						工事名				工事番号		電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考																																				
工事名				工事番号																																																	
電子媒体の種類	規格	単位	数量	納品年月	備考																																																

電子媒体納品書の書式例

Ⅲ. 建設工事

1. 一般事項

工事進行に際し、綿密な計画による工程を組み、工事材料、労務安全対策等の諸般準備を行い、工事の安全、かつ、迅速な進捗を図ること。また、作業進行上、既設物の保護に留意し、そのために必要な処置を講ずると共に、災害や盗難その他の事故防止に努めること。また、量研の業務は特殊性に富んでいることを十分に認識し、構内の作業でトラブル(人身事故、火災等)を発生させた場合、たとえそれが些細なものであっても外部に与える影響は甚大なものであり、国民の信頼を損ねることがないように、安全衛生管理には特に注意を払うこと。トラブル以外として、工事に伴って発生する煙、排水、音、におい等が、当機構の通常業務において見られないものであれば、周辺住民に不安感を与える事に十分留意しその懸念がある場合には、作業方法について監督職員等と綿密に協議すること。

(1) 施工体制台帳等の提出

本工事において、「建設業法第24条の7第1項」の規定に該当する場合は、施工体制台帳等を提出すること。

(2) 入札契約適正化法に基づく点検

本工事において「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき当機構が各種点検を行う場合には、これに協力すること。

(3) グリーン購入法の推進

本工事において使用する資材・製品及び建設機械については、「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」に規定されるものの採用、使用に努力すること。

(4) 建設副産物

- 1) 本工事において、建設副産物が発生する場合の処理については「建設副産物適正処理推進要綱」(平成5年建設省経建発第3号、平成14年改正)を遵守して行うこと。
- 2) 産業廃棄物の運搬・処理・処分については、あらかじめ「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物処理業許可証等必要書類を提出し、承諾を得た業者にて行うこと。当機構が指定する物品、資材等は指定場所へ運搬し、その他のものは場外搬出処分とし、マニフェストシステムに基づく伝票の写し(E票)等を提出すること。

(5) 建設リサイクル法

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置については、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)を遵守して行わなければならない。

また、以下の書類を作成し提出すること。

- ① 産業廃棄物管理票(マニフェスト)集計表
- ② 再生資源利用実施書
- ③ 再生資源利用促進実施書

(6) 疑義

本仕様書及び図面等に明記のない場合又は疑義を生じた場合、あるいは現場の納まり、取合い等により不適合が生じた場合は、速やかに監督職員等に報告し協議すること。

(7) 軽微な変更

現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置又は取付け工法を多少変更する等の軽微なもの、また、設計図等に一切記載が無いものであっても軽微なものは、監督職員等と協議し、事業者の負担において誠実に施工すること。

(8) 下請業者等

あらかじめ当機構が指定した業者あるいは品目仕様については、原則として代替を認めない。また、各種下請業者についても必ず当機構の承諾を受けること。

(9) 工事用設備等

- 1) 本工事に必要な諸建物、資材置場等用地、電気、水、通信設備等の工事用設備の設置については、あらかじめ監督職員等と打合せするものとし、すべて事業者の負担と責任において準備すること。施工方法及び使用方法については、監督職員等の承諾を受け、工事完了後は速やかに撤去し現状復旧すること。ただし、作業員宿舍等は構内に設けることはできない。
- 2) 工事用電力は、電力会社と協議の上引き込むこと。
- 3) 工事用水は、監督職員等が指定する支給点より取り出すこと。

(10) 渉外事項

- 1) 本工事の公衆災害防止のための適正な施工の確保については、「建設工事公衆災害防止対策要綱」(平成 5 年建設省経建発第 1 号)を遵守して行うこと。
- 2) 本工事施工に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、事業者の負担と責任により遅滞なく実施すること。
- 3) 本工事施工の際は、建物、地下埋設物等を破損しないよう十分注意するとともに、万一破損させた場合は、監督職員等の指示に従って、速やかに復旧すること。

(11) 提出図書

現場説明書 表 1 に示す図書を期限までに遅延なく提出すること。

(12) 検収

当機構の実施する「竣工検査」に合格したことをもって検収とする。なお、「竣工検査」を受検するには法令等により官公庁等の検査を要するものは、原則としてそれに合格していなければならない。

(13) その他

- 1) 事業者は、工事目的物を当機構への引渡し完了するまで、適切に管理すること。また、当機構がその工事目的物に他の工事を行うときは、協力すること。
- 2) 本工事に使用する材料を搬入するときは、監督職員等が指示する位置に整理し、その保管は責任をもって行うこと。
- 3) 当機構内で作業するときは、構内における諸規則を遵守すること。
- 4) 当機構が行う別途工事とのトラブルがないよう、監督職員等と連絡を密に取り、工事全体の円滑な推進に努めること。
- 5) 現場作業における休工日は、原則として土曜日、日曜日、祝日とする。ただし、休日施工が必要となった場合は、事前に監督職員に実施理由を説明し、承諾を得ること。

2. 工事に伴う条件

(1) 近隣への工事影響対策

近隣への騒音・振動・安全等については極力配慮すること。特に、本所は放射線施設であることを十分認識した上で施工し、近隣に不安を与えないこと。

(2) 支障樹木等

計画敷地内の現況植栽については、移植の検討を含め、適宜撤去処分すること。
施工による既存樹木の枝、幹、根などの部分除去を行う場合は、樹木保護のため適切な処置を行うこと。

(3) 支障物、支障配管について

計画敷地内の地上および地下支障工作物等については、適宜撤去処分すること。支障配管等については、未利用のものを除き適宜切り回し復旧とする。数量および期間に変更が生じる場合は、監督職員等と協議すること。

(4) 事前調査について

計画地内事前調査については、設計業務中に協議するものとする。調査に当たっては監督職員等の指導のもと、調査を行い調査結果を報告する。

(5) その他

構内動線を確保するよう工事用動線計画を行うこと。

3. 工事監理

(1) 業務仕様

「建築工事監理業務委託共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部 令和 3 年 3 月改定、以下「共通仕様書」という。)による。なお、共通仕様書中「調査職員」とあるのは、監督職員に読み替えるものとする。

4. 現 場 説 明 書

事業名 量子メス棟施設整備事業

(工事場所：千葉地区)

1. 工事件名 量子メス棟施設整備事業

2. 工事場所 千葉市稲毛区穴川4-9-1

3. 完成期限 建設工事 令和7年3月31日(月)

4. 一般事項

現場説明書の適用方法

- (1) ・印で始まる事項は、○を付した事項のみ適用する。
- (2) 文中及び表中の各欄に、数字、文字、記号等を記入する事項では、記入のある事項のみ適用する。
- (3) =又は×印で抹消した事項はすべて適用しない。

5. 施工に関する事項

(1) 工事用地、仮設物の設置等

次の事項について、工事着手の10日以上前に図面を付した「工事用仮設物, 材料置場用地貸与許可願」を監督職員等に提出し、発注者の承認を得ること。なお、承認後は、関係法令に準拠して仮設物等の設置を行い、受注者の責任において適切に工事用地及び仮設物等の管理を行うこと。

- ① 工事用地の使用 (○借料は無償とする)
- ② 現場事務所等仮設建物、仮囲い、資材置き場等の設置
工事用地に仮囲いを設けるときは、立入禁止の表示を行うこと。
工事用地及び仮囲いの詳細については、別添の仮設計画図による。
- ③ 監督職員事務所 (○設けない ・設ける (____) 号 (____m²内外))
- ④ 現場事務所 (・設けられない ○設けられる)
- ⑤ 作業員宿舍 (○設けられない ・設けられる (____) 号 (____m²内外))

(2) 工事用電力等 (○有償 ・無償)

次の事項についても、(1)と合わせて「工事用仮設物, 材料置場用地貸与許可願」を監督職員等に提出し、発注者の承認を得ること。引き込み位置については監督職員等と協議の上決定する。なお、有償の場合、工事用電力等のメーター設置費用及び使用料金は、受注者負担とする。

- ① 工事用電力 (○電力会社と協議の上引込む。 ・所内より分岐できる。)
- ② 工事用給排水 (・構外より引込む。 ○所内より分岐できる。)
- ③ 工事用電話 (○電話会社より引込む。 ○携帯電話にて対応する。)

(3) 工事写真等

工事写真等は国土交通省が定めた「営繕工事写真撮影要領」により撮影し、原本及びアルバムを工事完成時に1部提出すること。提出する原本はCD-R等に格納した電子媒体とし、フォーマット形式は監督職員と協議の上決定する。

④ デジタル工事写真の黒板情報電子化について

デジタル工事写真の黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事で受注者がデジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上でデジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下の①から③の全てを実施することとする。

① 必要な機器・ソフトウェア等の導入

受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「使用機器」という。)については、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「3. (3) 撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に、対象工事での使用機器について提示するものとする。

② デジタル工事写真における黒板情報の電子的記入

受注者は、使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。黒板情報の電子的記入を行う項目は、「工事写真撮影要領(文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部参事官)」の「3. (3) 撮影方法」による。なお、対象工事において、「黒板情報電子化」と「黒板を被写体に添えての撮影(従来の方法)」を併用することは差し支えない(例えば、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の利用が困難な工種が想定される)。

③ 黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、2. に示す黒板情報の電子的記入を行った写真(以下、「黒板情報電子化写真」という。)を、工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお納品時に、受注者はURL(<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>)のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

(4) 鍵等

鍵は、各組(1組は同一鍵3本)毎に鍵札(アクリル製)を付け、キーブラン及び鍵リストを添えて提出すること。鍵はすべて鍵箱に納めるものとする。

(5) 渉外事項

- ① 作業現場周辺における安全対策には万全を期し、火災、風紀、衛生その他の事故防止など現場及び作業員の管理を行うこと。
- ② 近隣住民等(所内関係者含む)から工事について説明を求められたときは誠実に対応すること。また、発注者が工事説明会を行う場合には資料作成、立会い等の協力を行うこと。
- ③ 本工事施工に起因する第三者の苦情及び損害復旧については、受注者の負担と責任により遅延なく実施すること。

- ④ 本工事の施工に当たっては、発注者と連絡を密にし、近隣住民等（所内関係者含む）の公衆災害防止に対する意向を十分考慮すること。

(6) 安全衛生・現場管理

- ① 工事の安全施工については、建築基準法、労働安全衛生法その他関係法令等に定めるもののほか、「建築工事安全施工技術指針」（平成 27 年 1 月 20 日国営整第 216 号）の定めるところによる。
- ② 危険作業（火気、高所、酸欠、重量物搬出入、活線近接、掘削、コア抜き、はつり、解体、既設設備切替え等）を行う場合には、事前に監督職員と協議して適切な対策を講じ作業すること。なお、火気使用作業及び活線近接作業は事前に監督職員等に届出を提出し、承諾を得て作業を行うこと。
- ③ 発注者の定める保安、安全上の規則、基準類に従って工事を行うこと。
- ④ 冬季は雪対策を講じ作業すること。工事範囲内の除雪・排雪は、受注者の責任において実施すること。
- ⑤ 構内及び周辺道路を使用するときは、交通法規を遵守することはもとより、工事車両積載物の落下等により、路面を損傷し、あるいは汚損することのないようにするとともに、第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。路面の損傷、汚損及び第三者に損害を及ぼした場合は、受注者の責任において現状回復及び解決しなければならない。また、工事現場周辺の交通に障害を与えないこと。なお、万一紛争が生じた場合は、監督職員等へ連絡し、受注者の責任において解決するものとする。
- ⑥ 工事場所には作業表示板を設置し、第三者への工事周知を行うこと。作業表示板の近傍には「工事安全看板」及び「労働災害保険番号」、建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識等の表示も行うこと。又、建設業法第 3 条に掲げる、政令で定める軽微な建設工事以外の工事では「建設業の許可」の表示も合わせて行うこと。

(7) 官公庁手続き等

- ① 工事の施工にあたり受注者の行うべき関係官公庁及びその他の関係機関の届出等を、法令、条例または、設計図書の定めにより、受注者の責任において遅滞なく実施すること。ただし、これによりがたい場合は監督職員等の指示を受けること。なお、届出等の実施に当たっては、その内容を記載した文書により事前に監督職員等に報告すること。
- ② 本工事に必要な発注者が行うべき関係官公庁及びその他の関係機関の届出書類作成等について、協力依頼のあるものについては協力し、申請手続きは代行するものとする。
- ③ 本仕様書に定める試験、検査の他、発注者が受ける官公庁等の諸検査の協力、助勢を行うこと。
- ④ 発注者の実施する「竣工検査」に合格したことをもって検収とする。なお、法令等により官公庁等の検査を要するものは、原則として「竣工検査」受検前にそれに合格していなければならない。なお、「竣工検査」は工期内に受検することを原則とする。

(8) 軽微な変更

現場の納まり、取合い等の関係で、材料の寸法、取付け位置及び工法を多少変更する等軽微なもの、または、施工上で当然必要と認められる軽微な変更については、受注業者の負担において誠実に施工すること。

なお、設計図等に一切記載が無いものについては協議するものとする。

(9) その他

- ① 表 1 に示す図書を期限までに遅滞なく提出すること。
- ② 作業時間は原則として、午前 8 時 00 分から午後 6 時 00 分までとする。なお、原則土日および祝日は休業日とする。休日施工が必要となった場合は、事前に監督職員等へ実施理由を説明し、承諾を得ること。

6. その他

(1) 工事实績情報サービス（CORINS）への登録

本工事において、工事实績情報サービスに登録する場合は、登録内容について事前に監督職員の確認を受けること。申請に際しては、工事契約内容及び施工内容について契約締結後 10 日以内に、登録内容に変更があったときは登録内容に変更が生じた日から 10 日以内に、完成引渡しについて完成引渡し後 10 日以内にそれぞれの情報を財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報サービス（CORINS）への登録し、その写しを監督職員に提出すること。

(2) ディーゼル車規制適合車使用の徹底について

- ① 本契約の履行に当たっては、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、又は使用させること。
- ② 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。

(3) 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済組合に加入するとともに、その建設業退職金共済制度の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。また、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を掲示すること。

(4) 本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。

- ① ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問、協議に対して、発注者は、基本的に「その日のうちに」回答するよう対応することである。なお、即日回答が困難な場合に、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることを含むものとする。
- ② 受注者は、実施工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員等と協議を行うこと。
- ③ 受注者は、工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員等へ報告すること。

(5) 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間について

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員等と協議の上、定める。
- ② 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事が全面的に一時中止している期間
- ③ 橋梁、ポンプ、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- ④ 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

※「専任」とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該建設工事現場に係る職務にのみ従事していることをいう。

(6) 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間について

現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保できる（発注者又は監督職員等と常に携帯電話等で連絡をとれること）

ときは現場代理人の工事現場における常駐を要しない。現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないとは、以下のものとする。

- ① 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員と協議の上、定める。
- ② 工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片付け等のみが残っている期間。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。
- ③ 工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。
- ④ 工事現場において作業等が行われていない期間。
- ⑤ その他請負契約の締結後、監督職員と協議の上、現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間を定める。

※「常駐」とは、当該工事のみを担当していること（専任）だけでなく、さらに作業期間中、特別の理由がある場合を除き常に工事現場に滞在していることを意味する。また、「運営、取締り」とは、請負契約に基づく工事の施工に関し、受注者において行う工事現場に関する全ての管理行為を指すものであり、工事の施工上必要とされる労務管理、工程管理、安全管理その他の管理のほか、工事現場の風紀の維持等もこれに含まれる。

表 1 提出図書

図書名	提出部数		期限	適用
	提出	返却		
〔着工時 関係書類〕				
工事請負契約書	※	※	契約後 14 日以内	契約部署の指示による
工事着工届	2	—		監理技術者との兼務可
現場代理人届	2	—		
監理技術者届	2	—		
約定工程表	2	—	〃	別途、指示するもの
その他	※	※	その都度	
〔工事時 関係書類〕				
設計図集	※	—	現場着手前	簡易製本
安全計画書	1	—	〃	緊急連絡体制表を含む
品質保証計画書	1	—	〃	
マスター工程表	2	1	〃	
施工体制台帳・施工体系図	1	—	その都度	
下請業者届	1	—	〃	
実施工程表	2	1	〃	月間工程表、週間工程表等
施工計画書・要領書	2	1	施工 7 日前	
施工図	1	—	〃	
機器図	1	—	〃	
試験・検査申請書	2	1	検査 3 日前	工場立会検査は 7 日前
試験・検査報告書	2	1	検査後 7 日以内	
その他	※	※	〃	別途、指示するもの
〔竣工時 関係書類〕				
竣工届・請求書	1	—	竣工日	
竣工内訳書	2	—	竣工日前	
竣工原図	1	—	竣工後 14 日以内	CAD データ共
竣工図集	※	—	〃	金文字黒表紙、簡易製本
施工図	※	—	〃	纏め方は別途指示する。
工事写真（竣工写真含む）	※	—	〃	データ共
付属品・予備品明細書	2	—	〃	
取扱説明書	2	—	〃	1 部は、コピーでも可とする
保証書	2	—	〃	1 部は、コピーでも可とする
その他	※	※	その都度	別途、指示するもの

(※：別途、協議のうえ決定した部数)

(—：任意)

5. 工事区分表

NO	項目	※共通項目につき、本工事対象外を含む	工事区分		備考
			本工事	別途	
1	電話設備	配管・ケーブルラック	○		
		配線	○		
		電話機		○	
		交換器等機器類		○	
2	LAN設備	配管・ケーブルラック	○		
		配線	○		
		情報機器		○	
3	特殊ガス	ガスボンベ		○	
		ガスシリンダーキャビネット		○	
		マニホールド		○	
		ガス配管	○		
		ガス漏れ警報設備	○		
4	AV設備	プロジェクター		○	
		固定スクリーン (埋込BOX含む)		○	
		放送設備(AV用)		○	
		AV機器類		○	
5	一般放送設備	各室に設置するAV用を除く一般放送設備	○		
6	実験装置関連	実験装置設置後のUTT接続工事		○	
		実験機器		○	
		標準実験流し(陶製、水栓共)	○		給湯器も含む
7	機械警備	配管	○		
		通線及び、機械警備機器類	○		
8	消火器	消火器本体		○	
		消火器BOX(間仕切壁に埋め込む場合)	○		
9	その他	ドラフトチャンバー	○		
		ドラフトチャンバー排気ダクト	○		
※下記は、別途工事となります。					
本設引込後の基本料金(電気、水道、下水、ガス)					
各種引込負担金(電力、水道、下水、ガス、電話)					
在来建物基礎及び地中障害物撤去					
可動家具、什器、備品(ホワイトボード)、ロッカー、ショーケース、特殊カウンター、キーラック、教壇					
棚類、敷物、マット、カーテン(カーテンレール、暗幕も含む)、ブラインド、ピクチャーレール					
諸官庁指示等条件変更による追加・変更工事					
法改正及び諸官庁の指導事項による工事					
(※その他の項目につきましても見積作成時に調整させていただくことがあります。)					

リスク分担表(案)

リスク分担については、最終的に事業契約書等において定める。

段階	主なリスク/関連する業務の種類	No.	主なリスクの内容	負担者	
				量研	事業者
共通	入札公告等リスク	1	入札公告書類等の誤り及び内容の変更に伴い追加費用等が発生する場合	○	
	応募リスク	2	応募に必要な費用の負担		○
	資金調達リスク	3	業務に必要な資金の確保		○
	契約リスク	4	研究所の責に帰すべき事由により事業契約が締結できない場合	○	
		5	事業者の責に帰すべき事由により事業契約が締結できない場合		○
	法令の変更	6	本事業に直接影響を及ぼす法令等が新設・変更された場合	○	
		7	上記以外の法令等が新設・変更された場合		○
	税制変更リスク	8	本事業に直接影響する税制度(消費税も含む)が変更された場合	○	
		9	上記以外の場合(法人税等)		○
	許認可リスク	10	研究所が取得すべき許認可が遅延した場合	○	
		11	事業者が取得すべき許認可が遅延した場合		○
	住民対応リスク	12	事業そのものや、研究所の行う調査等に対してのものである場合	○	
		13	上記以外のもの		○
	環境問題リスク	14	建設地から有害物質等が発見された場合	○	
		15	事業者が行う業務に起因する騒音、振動、大気汚染、有害物質の排出・漏洩等に関するもの		○
	第三者賠償リスク	16	事業者が行う業務(調査・建設等)に起因して第三者に損害を及ぼした場合		○
		17	その他の事由により第三者に損害を及ぼした場合	○	
	債務不履行リスク	18	研究所の責に帰すべき事由による債務不履行	○	
		19	事業者の責に帰すべき事由による債務不履行		○
	不可抗力リスク	20	暴風、豪雨、地震、火災、騒乱、暴動等自然的又は人為的な事象のうち、通常の予見可能な範囲を超えるものによる施設の損傷・損害の復旧費や工期遅延等が発生する場合	△	△※1
設計建設段階	物価変動リスク	21	完成までに物価上昇により工事費等が増加する場合	△	△※2
	要求水準変更リスク	22	研究所の責に帰すべき事由による要求水準変更に伴い追加費用や工期遅延等が発生する場合	○	
		23	事業者の責に帰すべき事由による要求水準変更に伴い追加費用や工期遅延等が発生する場合		○
	各種調査リスク	24	研究所が指示した現況図等が原状と著しく異なることに起因して追加費用や工期遅延等が発生する場合	○	
		25	事業者が実施した測量・地質調査等に誤りがあったことに起因して追加費用や工期遅延等が発生する場合		○
	設計変更リスク	26	研究所の責に帰すべき事由による設計変更に伴い追加費用や工期遅延等が発生する場合	○	
		27	事業者の責に帰すべき事由による設計変更に伴い追加費用や工期遅延等が発生する場合		○
	設計要求水準の未達	28	要求水準で定める水準が確保できていない場合に生じる追加費用や工期遅延等が発生する場合		○
	設計遅延リスク	29	研究所の責に帰すべき事由により設計工期が遅延し、契約に定める引渡日が遅延する場合	○	
		30	事業者の責に帰すべき事由により設計工期が遅延し、契約に定める引渡日が遅延する場合		○
	用地リスク	31	合理的に予見できなかった用地に関する事由(土壌汚染、埋蔵物、地中障害物等)により追加費用や工期遅延等が発生する場合	○	
		32	上記以外のものにより追加費用や工期遅延等が発生する場合		○
	工事遅延リスク	33	研究所の責に帰すべき事由により契約に定める引渡日が遅延する場合	○	
		34	事業者の責に帰すべき事由により契約に定める引渡日が遅延する場合		○
	建設コスト増大リスク	35	研究所の責に帰すべき事由により追加工事費用が発生する場合	○	
		36	事業者の責に帰すべき事由により追加工事費用が発生する場合		○
	建設要求水準未達リスク	37	要求水準で定める水準が確保できていないことによる追加費用や工期遅延等が発生する場合		○
	施設損傷リスク	38	建物引き渡し前に工事目的物の材料・機器等に損傷、破損が生じた場合		○
	工事監理リスク	39	工事監理に起因して追加費用や工期遅延等が発生した場合		○

○:主負担(リスクが顕在化した場合に原則として負担を行う)、△:従負担(リスクが顕在化した場合に限定的な負担を行う)

※1:建設段階において、不可抗力による損害の額及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額のうち請負代金額の100分の1に至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については量研が負担する。なお、詳細については請負契約書の規定による。

※2:物価上昇率が一定値を超える場合は量研が負担するが、それ以外は事業者が負担する。なお、詳細については請負契約書の規定による。